

実録

ほんとうにいた ルールを守らない
恐怖の自転車ライダー

恐怖一

車道を逆走

自転車は車と同じ道を同じ方向で走らなければなりません。

ただし例外があります

次の場合には自転車でゆっくり歩道を走ることができます。

- ① 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人
- ② 車道に駐車車両があったり、工事を行っていて危ないと思うとき
- ③ この標識があるとき →

歩道を走るときのルールです!

自転車は車道側 歩く人は建物側



前から来た自転車と
ゆずり合う時は
進行方向の左側
を通行

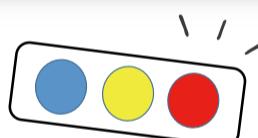


恐怖二

信号無視

「赤信号は止まる」

あなたが車にぶつかるだけではありません。
青信号を渡ろうとしている歩行者と事故をおこして
しまうかもしれません。



ほんとうに危ないので
絶対にやめましょう



恐怖六

ヘルメットをかぶらない

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者の
ヘルメット着用が努力義務となっています。
保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際にも、
ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



問合せ 区地域まちづくり課 4階44番 ☎06-6715-9012 FAX06-6717-1163

